

682
1947

株式神戸製鋼所職工退職手当規程

第一條 當社職工ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ資格ヲ勤務

- 一 當社作業上ノ都合ニ依リ解雇シタルトキ
- 二 滿五ヶ年以上勤績ノ者ニシテ停年滿限ニ達シ退職ヲ許シタルトキ
- 三 業務上ノ負傷又ハ疾病ニ基キ從來ノ業務ニ服スルコト能ハスシテ退職ヲ許シタルトキ

退職手当金(豫告手当を含む)支給表

勤績年數	退職手當	勤績年數	退職手當
六ヶ月未滿	定額日給 二十日分以上 二十五日分以内	十ヶ年以上	定額日給 百六十日分以上 百八十日分以内

荒川 蒐集

注切
10月迄(紅西一) (以テ 新花)
未定
掛帳

金
10月迄(紅西一) (以テ 新花)
未定
掛帳

財團 開